

謹賀新年

広報にしはら
PR Magazine Nishihara

編集・発行／西原町役場 西原町字与那城140-1 印刷／丸正印刷株式会社
☎098-945-5011 ☎098-835-8181

UD FONT
当町のUDフォントを
デザインソフトで
活用いただけます。

西原町教育委員会
教育総務課

ミツクス
西原町教育委員会
教育総務課
FSC C168758



登録はこちら

あがりティード公園から日の出を望む

年末年始に帰省中の皆さん！ ふるさと納税で西原町を応援しませんか？



帰省される
ご親戚やご友人に
ぜひご紹介するりん！

ふるさと納税とは

生まれ育った故郷や応援したい自治体に寄附ができる制度です。手続きをすると寄附金のうち2,000円を超える部分については所得税や住民税の還付・控除が受けられます。ご自身の還付・控除の限度額については、ふるさと納税ポータルサイトで確認をお願いします。

お礼の品を届けています

町外に住所を有する個人の方が寄附をしていただいた際にお礼の品を届けています。
※西原町内在住の方は、西原町に寄附をしていただいても返礼品を受け取ることができません。

3つのサイトから
申し込みが可能です。

ふるさと
チョイス



楽天
ふるさと納税



ふるなび



ぞくぞく増える西原町のお礼の品！ 現在西原町ではお礼の品を
100品目以上ご用意しています。



お問い合わせ 総務部 企画財政課 地域振興係 ☎098-945-4533

令和6年4月に町立小学校に入学予定のお子さまがいらっしゃる保護者の方へ 「入学準備金」に係る就学援助申請案内（就学前申請）

1 対象者 [住所要件] 令和6年4月1日時点で西原町に住所を有し、町立小学校に入学予定のお子様の保護者
[所得要件] 令和5年度（令和4年）分の所得情報をもとに審査が行われます

2 援助内容 就学前申請の結果、認定された場合、下表のとおり援助金が給付されます。

援助費目	入学準備金	学用品費	校外活動費	学校給食費
援助金額	19,900円	11,100円	1,510円	48,400円
備考	令和6年3月に給付	就学後（4月以降）に給付		

※「入学準備金」のみが前倒し給付の対象であり、その他の援助費目は就学後の10月と3月に給付されます

3 申請方法

就学予定の幼児に兄弟がいて、既に就学援助の認定を受けている場合も、申請が必要です。

[申請期間] 令和6年1月9日（火）～ 令和6年1月31日（水）

[提出先] 入学予定の小学校の事務室

[提出書類] ① 就学援助申請書

- 保護者（申請者）名義の預金通帳の写し（支店名・口座番号・口座名義が確認できる箇所の写し）
- 住民票謄本（続柄が記載されているもの／マイナンバー記載は不要）
- 令和5年度所得課税証明書（各所得控除額などの全部の事項が記載されているもの）

※③及び④の書類については、申請書の裏面事項（収入等世帯の情報を教育委員会が確認すること）に同意する場合は提出不要です。ただし、基準日（令和5年1月1日時点）に西原町に住民登録がなかった方は、④の提出が必須となりますので、基準日に住民登録をしていた市町村で証明書を取得し、添付してください。

4 留意事項

- 申請を行わなかった場合や申請の結果が否認定であった場合は、就学後（4月以降）に申請を行うことで、新年度「令和6年度（令和5年）分」の所得情報にて審査が行われ、この時に「準要保護①」と認定されると、「入学準備金」の代わりに「新入学児童生徒学用品費等」を含む上記の援助を受けることができます。
- 令和5年度に就学援助の認定を受けている兄弟がおり、令和6年度も就学援助を希望される場合は、進級後の4月に当該兄弟分の申請を行う必要があります。

申請書→
ダウンロード



【お問い合わせ】 西原町教育委員会 教育総務課 学務係 ☎098-945-5039